

# 意見招請実施要領

件名：2024-2025 年度 PCM 研修業務

(調達管理番号：23a00836)

2023 年 12 月 19 日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

独立行政法人国際協力機構では「2024-2025年度PCM研修業務」について、総合評価落札方式（電子入札システム利用<sup>1</sup>）により受注先を選定する予定です。

つきましては、現在検討を行っている業務仕様書（案）等を公表し、同案に対する意見を募集することとしましたので、下記要領により業務仕様書（案）等に対するご意見をお寄せください。

#### 1. 意見書の提出先

独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課  
電子メールアドレス：e\_sanka@jica.go.jp

#### 2. 意見書の提出期限

2024年1月10日（水）正午（必着）

#### 3. 意見書の提出方法

「意見書」<sup>2</sup>に記入のうえ、上記2.の提出期限までに、上記1.の電子メールアドレス宛に、電子データ（Excel形式）でのご提出をお願いいたします。  
メール件名：【意見提出】（調達管理番号）\_（法人名）\_業務仕様書案

#### 4. ご意見への回答

提出期限までに提出いただいたご意見及び回答については、2024年1月15日（月）16時以降に、以下のサイト上に掲示します。

なお、意見がなかった場合には、掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp>）

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

→「物品の調達・役務の提供等 公告・公示（2023年度）」

（<https://www.jica.go.jp/about/chotatsu/buppin/koji2023.html>）

---

<sup>1</sup> 電子入札システムの利用方法については、当機構ホームページの「電子入札システム ポータルサイト」をご覧ください。 <https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

<sup>2</sup> 「意見書」の様式については、当機構ホームページ <https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html> に掲載された様式のうち、「質問書」（Excel形式）を適宜修正して作成願います。

## 5. その他関連情報

<p>(1) 業務仕様書（案）等の配付方法 該当なし。</p>
<p>(2) 業務内容説明会の開催 該当なし。</p>
<p>(3) 参考見積書の作成・提出にかかる協力依頼 ご意見をお寄せいただくにあたり、あわせて参考見積書の作成・提出にご協力願います。 なお、参考見積書のご提出は任意とし、意見書のみのご提出も受け付けます。</p> <p>1) 提出先：上記1. に記載の電子メールアドレス</p> <p>2) 提出期限：2024年1月18日（木）正午（必着）</p> <p>3) 提出方法：上記2) の提出期限までに、上記1) の提出先へ、電子データ（PDF等）でご提出ください。 (ア) 当機構メールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可のため、他の形式でお送りください。 (イ) 見積書には、会社名、住所、担当者名、電話番号（在宅であれば携帯電話）をご記入ください。社印の押印は省略可とします。 (ウ) 見積書のファイル名、及びメールの件名は、「【参考見積書】（調達管理番号）_（法人名）」としてください。 (エ) 質問があれば、意見書にて提出ください。質問への回答は、上記4. のとおり公開します。</p> <p>4) その他： (ア) 参考見積書の作成方法について 参考見積書の作成にあたっては、様式は任意としますが、別紙3に掲載の参考様式を用いて積算してください。 (イ) 参考見積取得等支援業務の外部委託について 当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、「ディーコープ株式会社」及び「株式会社うるる」へ委託しています。 同2者から企業の皆様へ、直接、参考見積のご提出等について依頼差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。 本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。 ( <a href="https://www.jica.go.jp/Resource/chotatsu/buppin/ve9qi800000072mb-att/oshirase_kokunai_230125.pdf">https://www.jica.go.jp/Resource/chotatsu/buppin/ve9qi800000072mb-att/oshirase_kokunai_230125.pdf</a> )</p>

以 上

別紙 1 : 業務仕様書 (案)

別紙 2 : 技術提案書の作成要領 (案) (評価表 (案) 含む)

別紙 3 : 経費の積算にかかる留意点 (案) (積算様式 (案) 含む)

別紙 4 : 契約書 (案)

## 別紙 1 : 業務仕様書 (案)

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」または「発注者」）が実施する「2024—2025 年度 PCM 研修業務」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

### 1. 業務の背景

JICA では、2005 年度より、JICA の内部人材（職員、ジュニア専門員、特別嘱託、専門嘱託、企画調査員等<sup>3</sup>。以下「内部人材」）に対し、プロジェクト運営監理・事業管理手法を習得できるよう Project Cycle Management（以下、「PCM」）研修を実施している。また、JICA の長期派遣の専門家等（以下「専門家等」）に対しては、プロジェクトの実施者としての能力強化を目的に、専門家等赴任前研修の一環として事業マネジメント研修（PCM の概論に相当）を実施してきた。

本件業務は、PCM 研修の継続実施を目的とするものであるが、内容面では、PCM 手法の運用上の課題や留意事項を踏まえた改善が必要であり、また形式面では、専門家等赴任前研修が 2024 年度から完全オンデマンド化するところ、これへの対応が必要となっている。

したがって、内容面での必要な見直しを行いながら、PCM 研修を実施していく必要がある。

### 2. 履行期間（予定）

2024 年 4 月上旬から 2026 年 3 月下旬まで

### 3. 業務実施上の留意事項

- (1) 共同企業体の結成：可
- (2) 再委託：原則不可。ただし発注者の事前の承認を得た場合はその限りではない。

### 4. 業務の目的

上記背景を踏まえ、研修受講者が、PCM の概念を利用したプロジェクト運営監理・事業管理手法に加え、2014 年度に導入された新モニタリング手法を踏まえた事業マネジ

---

<sup>3</sup> ・ジュニア専門員：開発途上地域等における国際協力の経験を有し、かつ、将来にわたり技術協力のための人員等となる意思を有する人材。原則1年6ヶ月間の契約により、機構の助言及び指導に基づいて、国際協力業務に係る実務研修を行う。

・特別嘱託：開発途上にある海外の地域からの専門家派遣要請等に応えるとともに、その協力効果を高めるために確保される、有能適格な人材。専門家派遣を前提として原則1年以内の委嘱を受ける。

・専門嘱託：原則3年間を上限として委嘱を受け、委嘱された業務に従事する。

・企画調査員：JICAの在外事務所で、担当分野・課題に関する案件形成やプロジェクトの実施監理、情報収集・分析、他の開発パートナーとの連携などを行う。

メントスキルを習得し、JICAが実施する技術協力事業<sup>4</sup>を計画・立案、運営、監理する能力を向上できるよう、研修を実施することを目的とする。

なお、研修ではJICA事業に係る事業マネジメントや評価・モニタリング制度の講義をJICAが行い、その他のPCM手法に関する講義・演習等を受注者が実施する。

## 5. 業務の概要

本業務は上記「4. 業務の目的」を達成するため、「1. 業務の背景」及び「3. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「別紙2. 各業務の詳細」に記載する業務を実施し、「8. 成果物・業務提出物等」に示す報告書等を作成するものである。

## 6. 研修実施予定

契約期間中、以下に示す表のとおり実施する。

(内部人材向け)

	計画・立案コース (計6回)	モニタリング・評価コース (計6回)
2024年度	5月(一般公募者向け) 6月(2024年度新入職員向け) 10月(一般公募者向け)	9月(一般公募者向け) 11月(2024年度新入職員向け) 2月(一般公募者向け)
2025年度	5月(一般公募者向け) 6月(2025年度新入職員向け) 10月(一般公募者向け)	9月(一般公募者向け) 11月(2025年度新入職員向け) 2月(一般公募者向け)

(専門家等向け)

	PCM(概論編)コース	PCM(実践編)コース (計7回)
2024年度	オンデマンド	8月、11月、2月
2025年度	オンデマンド	5月、8月、11月、2月

## 7. 業務従事者

(1) 業務従事者

受注者は本業務を遂行するために、以下の要件を満たす業務従事者を配置すること。なお、研修が期待どおりまた予定どおりに実施できる体制であれば、総括は必ずしも研修に出席しなくても構わない。

### ① 全業務従事者共通の要件

- 本研修事業の趣旨、目的、内容を十分に理解している者。

<sup>4</sup> JICAの行う技術協力事業は、政府の実施機関として、開発途上国または国際機関に供与されるものであり、開発途上国の経済・社会の発展や福祉の向上に役立つために行う技術提供による協力(政府開発援助(ODA))を行っている。(JICAホームページ参照先:[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tech\\_pro/summary.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tech_pro/summary.html))

- 発注者が実施している主な事業（技術協力、有償資金協力、無償資金協力等）について基本的知識を有している者。

## ② 業務総括者

### <求められる経験・資格>

- 大学卒業後、通算 13 年以上の職歴、業務経験があることが望ましい。
- 国際協力等における実務経験を通算 10 年程度以上有することが望ましい。
- PDM を土台とした業務実施あるいは事業評価にかかる類似業務の経験を有することが望ましい。
- PCM の計画立案、モニタリング・評価に係る講師資格を有することが必須。
- PCM 研修講師等類似の業務経験（主講師として）を通算 3 年以上有することが望ましい。
- PCM 以外のマネジメントに関する資格（例、プロジェクトマネジメントスペシャリストなど）を有していることが望ましい。

### <担当する業務>

- 業務総括者として、本業務全体の企画調整、進捗監理および成果管理にかかる総責任者としての役割を担う。
- 研修教材等の開発・改訂。
- 研修や講義全般に関して、講師への指導等を行う。

## ② 講師（うち 1 名は筆頭講師とする。括弧内は筆頭講師の資格）

### <求められる経験・資格>

- 大学卒業後通算 8 年以上（筆頭講師は 13 年以上）の職歴、業務経験があることが望ましい。
- 国際協力等における実務経験を通算 5 年程度以上有すること。PDM を土台とした事業実施あるいは業務評価にかかる類似業務の経験を有することが望ましい（筆頭講師は必須）。
- PCM 研修講師等の類似業務経験を通算 1 年以上（筆頭講師は 3 年以上）有することが望ましい。
- PCM の計画立案、モニタリング・評価に係る講師資格を有することが望ましい。
- PCM 以外のマネジメントに関する資格（例、プロジェクト・マネジメント・スペシャリストなど）を有していることが望ましい。

### <担当する業務>

- 総括の補佐（教材の開発・改訂含む）
- 研修実施時において、グループワークおよび演習のファシリテーション、受講者

からの質疑への対応等を行う。

- 筆頭講師は上に加え、研修実施時において、他の講師への指導等、研修全般を取りまとめる。

### ③ 業務調整員

<求められる経験・資格>

- 大学卒業後、通算5年以上の職歴、業務経験があることが望ましい。
- PCM研修における業務調整など類似業務経験を通算1年以上有することが望ましい。

<担当する業務>

- 総括の補佐。
- 人事部人事企画課と連携し、総括の指示に基づき、研修の準備、実施、事後に発生する業務、教材等の作成補助・準備、講師の配置等とともに、研修実施時の調整、片付け、経理・実施報告書等の作成を行う。

### (2) 業務従事者の配置

- 受注者は本委託業務を遂行するために、研修計画に基づく業務従事者の配置計画表を提出すること。
- 各回の講師の配置人数は以下の通り。講師3名とし、新入職員向けの研修実施の際は5名とする。
- 講師が業務調整を兼ねることも可とする。総括は本研修のすべての回に出席する必要はないが、筆頭講師は本研修のすべての回に出席する想定で積算する。

また、業務従事者の業務実施期間中の業務従事想定日数の内訳は、以下の通りとする。

(内部人材向け)

- 総括－1名(60日)
- 講師①－1名(対面36日)(研修期間のみ配置)(3日×12回)
- 講師②－1名(対面36日)(研修期間のみ配置)(3日×12回)
- 講師③－1名(対面36日)(研修期間のみ配置)(3日×12回)
- 講師④－1名(対面12日)(研修期間のみ配置)(3日×4回)
- 講師⑤－1名(対面12日)(研修期間のみ配置)(3日×4回)
- 業務調整－1名(講師による兼務可)  
研修実施期間の前後2日間(事前準備・事後整理)を含む5日間×12回:60日  
※講師④、⑤は新入職員向けの実施回のみ配置

(専門家等向け)

- 総括－ 1名 (40日) ※教材開発を含む
- 講師①－ 1名 (オンライン 10.5日) (研修期間のみ配置) (1.5日 (半日×3日) ×7回)
- 講師②－ 1名 (オンライン 10.5日) (研修期間のみ配置) (1.5日 (半日×3日) ×7回)
- 講師③－ 1名 (オンライン 10.5日) (研修期間のみ配置) (1.5日 (半日×3日) ×7回)

(研修プログラムの見直し・改善提案)

- 総括－ 1名 (25日) (2024年度 21日+2025年度 4日)
- 講師①－ 1名 (25日) (2024年度 21日+2025年度 4日)
- 業務調整－ 1名 (11日) (2024年度 9日+2025年度 2日)

## 8. 成果物・業務提出物等

### (1) 研修実施計画書

確定された受講者の人数・氏名等は、研修開始から起算して2週間前までに発注者より通知するので、受注者は研修開始から起算して1週間前までに業務実施計画書(作業工程計画書等を含む)を作成し、発注者に提出の上、承諾を得る。

### (2) 業務(研修)実施報告書および業務完了報告書

受注者は、業務(研修)実施報告書を発注者に提出する。

- 業務(研修)実施報告書(作業工程表等を含む)の提出期限は、各研修終了日から起算して2週間以内とする。なお、同報告書は電子データで提出する。
- 業務完了報告書は、全実施回分を研修の最終実施日から2週間以内に発注者に提出する。
- 精算報告書については、「10. 経費精算方法」の項目を参照のこと。

※なお、研修実施計画書および研修実施報告書に記載する事項に関しては、別途、発注者と受注者とで協議の上、決定する。

### (3) 専門家等向けオンデマンドコンテンツ

- 専門家等向けPCM(概論編)コースのオンデマンドコンテンツ(案)(受講者が自主学習可能な動画教材)を2024年5月31日までに発注者に提出し、発注者との協議を経て、最終化する。

## 9. 研修教材等の帰属

- (1) 受注者が本業務のために作成するテキストおよび資料等（以下「テキスト等」）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、提出と同時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。受注者は発注者によるテキスト等の利用および改訂に関して著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 受注者は、この譲渡の対象となる著作権その他の権利が発注者に譲渡されるまでは、受注者が権利者であることを保証する。

#### 10. 経費精算方法

- (1) 支払いは、2024 年度末、2025 年度契約終了時の 2 回、精算による後払いとする。
- (2) 精算金額の確定について、受注者は、上記 7. 成果物・業務提出物等に示した業務完了報告書とあわせて提出される経費精算報告書に基づき、発注者による検査合格通知および経費（精算）金額確定通知を受領後、発注者に請求を行う。
- (3) 人件費単価には、一般管理費、JICA との打ち合わせ等に必要な交通費や報告等成果品作成費用、業務実施に必要となる経費等、及びその他原価など、本件実施に係る諸経費全てを含む。
- (4) 請求に際しては、契約金額内訳書に定める各業務従事者の人件費単価に実績日数を乗じた額を請求すること。

以上

別紙 1 - 1 各研修の概要

別紙 1 - 2 各業務の詳細

## 別紙 1 - 1

### 各研修の概要

#### 1. 内部人材向け

##### (1) 計画・立案コース

###### 1) 概要

- ・ 「関係者分析」、「問題分析」、「目的分析」、「プロジェクトの選択」の4つの分析ステップにかかる講義・演習。
- ・ Project Design Matrix（以下、PDM）の理論と作成および Plan of Operation（以下、PO）の作成・審査にかかる講義・演習。なお、PDM および PO の作成・審査の際しての、計画段階における評価の留意点についても触れる。
- ・ リスク管理チェックシートに基づく、計画段階の精緻化にかかる講義、演習。
- ・ プロジェクト計画段階におけるリスクの洗い出し、整理にかかる講義・演習。
- ・ PCM 手法、PDM 策定の有効性と限界を踏まえ、弱点を補完する計画ツール等に関する講義。

###### 2) 到達目標

受講生が PCM 手法を使った技術協力プロジェクトの計画立案の理論と手順を習得し、PDM や PO に基づく計画立案と合意形成、プロジェクトの実施や継続の判断等を論理的かつ合理的に行えるようになることを目的としている。

###### 3) 対象者

- ・ 新入職員向け：当該年度の新卒採用職員
- ・ 一般公募者向け：職員（期限付職員を含む）、ジュニア専門員、特別嘱託、専門嘱託、企画調査員等 JICA 内で勤務する者（※実務で PCM 手法を使用する職員、社会人採用職員、課題部・在外事務所の比較的経験年数が短い人材の参加を推奨・優先）

###### 4) 定員

- ・ 各回 24 名程度を定員とする。ただし、受講希望者が 5 名に満たない場合は、研修の延期、振り替えを検討する（研修実施日の目安 2 週間前に判断する）。
- ・ 新入職員向けは、当該年度の新卒採用者全員（各回 50 名程度）を予定。

###### 5) 実施時期

5月、6月、10月

- ・ 1回あたり3日間、各日9:30~17:30（うち休憩時間含む）を基本とする

## 6) 実施場所

JICA 施設内(対面)

## (2) モニタリング・評価コース

### 1) 概要

- ・ モニタリングにかかる講義と演習（プロジェクト実施中における進捗監視、成果監視、プロジェクトの前提条件・外部条件のモニタリング、その他リスク管理チェックリストに記載された項目のモニタリング、リスク事象洗い出しの手法に関する説明を含める）。
- ・ Work Breakdown Structure(以下、WBS)を用いた活動の詳細化とそれを踏まえたPO作成の講義・演習。
- ・ 計画変更・PDM改訂にかかる講義・演習。
- ・ モニタリングシートに基づく事業モニタリング手法の講義・演習。
- ・ 事業完了時における6項目評価に基づいた評価方法と結果の解釈、そして事業完了報告書作成にかかる講義・演習。

### 2) 到達目標

受講生がPCM手法を使った技術協力プロジェクトの運営管理及びモニタリング・評価手法の理論と手順を習得し、モニタリングや評価結果に基づく計画修正と、プロジェクトの継続や終了の判断、教訓の抽出等を論理的かつ合理的に行えるようになることを目的としている。

### 3) 対象者

- ・ 新入職員向け：当該年度の新卒採用職員
- ・ 一般公募者向け：職員（期限付職員を含む）、ジュニア専門員、特別嘱託、専門嘱託、企画調査員等 JICA 内で勤務する者（※実務で PCM 手法を使用する職員、社会人採用職員、課題部・在外事務所の比較的経験年数が短い人材の参加を推奨・優先）

### 4) 定員

- ・ 各回 24 名程度を定員とする。ただし、受講希望者が 5 名に満たない場合は、研修の延期、振り替えを検討する（研修実施日の目安 2 週間前に判断する）。
- ・ 新入職員向けは、当該年度の新卒採用者全員（各回 50 名程度）を予定。

5) 実施時期

9月、11月、2月

- ・ 1回あたり3日間、各日9:30~17:30（うち休憩時間含む）を基本とする

6) 実施場所

JICA 施設内(対面)

2. 専門家等向け

(1) PCM（概論編）コース

1) 概要

下記の内容に関する動画コンテンツ及び教材の提供

- ・ PCM手法概論の講義（計画立案に関する講義）
- ・ モニタリング（概論・目標管理）講義
- ・ モニタリング（リスク管理）講義
- ・ 成果管理と進捗確認に基づく計画修正に関する講義
- ・ モニタリングシートの説明
- ・ 評価（概論）講義

2) 到達目標

開発途上国に派遣する専門家等に対して、技術協力事業に関する計画立案からモニタリング、評価までの一貫したカリキュラムのもとで、講義を通じて事業の運営管理に関する基礎的な知識及びスキルを習得させることを目的としている。

3) 対象者

原則として、派遣期間が1年以上の技術協力専門家等を対象とする。ただし、派遣期間が1年未満の短期派遣専門家等、コンサルタント等契約により派遣されている者等についても、案件主管部による要望があれば受講を可とする。

4) 実施形態

オンデマンドにて実施（専門家等が赴任前にオンデマンドで視聴することを想定。）

(2) PCM（実践編）コース

1) 概要

- ・ PDM作成演習

- ・ PDM 精査演習
- ・ 事例による目標管理演習
- ・ 事例によるリスク管理演習
- ・ 事例によるモニタリング（実績確認・原因分析）演習
- ・ PDM の改訂演習
- ・ 事例による評価グリッドの作成演習
- ・ 事例による 6 項目別評価判断演習
- ・ 事例による提言・教訓の作成演習
- ・ 質疑応答

## 2) 到達目標

事業の運営管理に関する知識及びスキルについて、演習を通じてより実践的に理解し、習得することを目的とする。

## 3) 実施時期

年 4 回実施（5 月、8 月、11 月、2 月）（ただし、契約初年度については 5 月分は実施しない）。各回あたり、半日×3 日を想定する（なお、主な対象者が派遣中専門家であることに鑑み、一部日程のみの参加も可能となるようなプログラムを検討すること）

## 4) 対象者

原則として、派遣期間が 1 年以上の技術協力専門家等を対象とする。ただし、派遣期間が 1 年未満の短期派遣専門家、コンサルタント等契約により派遣されている者等についても、案件主管部による要望があれば受講を可とする。概論コースとは異なり、赴任前の専門家等だけでなく、既に現地派遣中の専門家等も対象とする（なお、時差の関係で参加できない派遣中専門家等の参考に供することを目的として、録画するものとする。）。

## 5) 定員

各回 24 名程度を定員とする。

## 6) 実施形態

オンライン（ライブ）にて実施

## 別紙 1 - 2

### 業務の詳細

#### 1. 内部人材向け PCM 研修の詳細

- ・ 本業務は、国内業務のみを想定しており、海外業務は行わない。
- ・ 受注者は以下の業務を行うものとする。
- ・ 研修教材の開発について、発注者が講義を担当する部分の教材は除く。

#### (1) 研修教材（講義資料等）の開発・作成について

受注者は、別紙 1 - 1 の研修を実施運営するために必要な教材を準備すること。  
なお、必要に応じ、当該手法の活用状況や事業監理上の留意点・課題等について JICA 担当者と協議する。

#### (2) 事前準備に関する業務について

- 1) 発注者との連絡・調整（日程、発注者が提供する会場の設営および使用する資機材の確認等）。
- 2) 研修実施計画書の作成および発注者への提出。
- 3) 受講者用の講義資料、参考資料の準備。
- 4) 契約に含める研修に使用する資材（ポストイット、クラフト紙等）の準備。

※研修に使用する設備、資機材等

##### ① 契約に含める資材

- ・ 研修教材
- ・ 講義資料
- ・ ポストイット（サイズ：210mm × 75mmが望ましい）  
クラフト巻紙、クラフトテープ、マーカーペン、クリアホルダー他、必要な文具一式

##### ② 発注者が提供する設備、資機材

<会場>

JICA 市ヶ谷ビル内

<資機材>

- ・ PC、プロジェクター、スクリーン、マイク、ホワイトボード等
- ・ PCM 用ボード（サイズ：1,800mm × 900mmのダンボール板）

#### (3) 研修実施中に関する業務

- 1) 研修会場での発注者との調整。

- 2) 研修会場での受講者への資料配布。
- 3) 研修の実施、運営・管理。
- 4) 研修受講者が作成する成果物（PDM等）の分析やコメント。
- 5) 研修受講者からの質問への回答。

#### (4) 研修実施後の業務

- 1) 会場で使用した資機材の返送および発注者への引き渡し。なお、資機材やクラフト巻紙は、次回の研修時まで発注者側で保管することが可能。
- 2) 研修受講者のアンケート結果を踏まえた発注者への報告。
- 3) 作成した研修内容と教材を踏まえた、本研修にかかる改善にかかる発注者への提案。

#### (5) その他留意事項

##### 1) 研修カリキュラムの策定について

- ・ 研修の準備と実施にあたっては、「事業マネジメントハンドブック（初版）」、「新 JICA 事業評価ガイドライン（第 2 版）」、「JICA 事業評価ハンドブック（ver.2.0）」、「技術協力等新モニタリング要領」および「技術協力等新執務参考資料」等、事業評価およびモニタリングに関する各種文書との整合性を図ることとし、発注者より変更・改訂等の指示があった場合には、受注者はそれに従うものとする。
- ・ テキストの記載事項や講義内容・手法などについては、発注者が監修し、必要に応じ協議のうえ見直しを行う。各コースの研修到達目標と日程表を踏まえ、技術提案書にて、より高い研修効果が期待できるよう、各コースの構成・内容、時間配分等について提案すること。
- ・ 3 日間の内部人材向け研修の中では、JICA 関連部署による講義を設ける予定であり、カリキュラムを提案する際は、その講義部分を除いて作成する。
- ・ 契約締結後、研修カリキュラムについて、受注者と発注者とで協議し、カリキュラムを確定させる。なお、各研修終了後の確認テストは行わない。

##### 2) 研修教材（講義資料）の作成について

- ・ 受注者は、講義で使用するプレゼンテーション資料（PPT 等）および配布資料を本研修用に作成する。なお、プレゼンテーション資料作成の際は、講義で説明する際のポイントや留意点等についても、パワーポイントのノートもしくは別添資料として、まとめること。
- ・ 研修内容について、更なる理解を促進するために、各回の実施状況や受講者の評価を踏まえ、必要に応じて、事例教材や講義資料、そして関連資料（運営上の留意点等をまとめた資料など）の改善を行い、各回終了後に発注者へ提

出する。

## 2. 専門家等向け PCM 研修の詳細

- ・ JICA 技術協力プロジェクトの「①計画立案」から「②モニタリング・評価」までを含めたカリキュラムに係るオンデマンドコンテンツを作成し、演習に関しては基礎編のフォローアップ研修という位置づけで四半期に一度実践編として、オンライン（ライブ）にて実施する。
- ・ 受注者は以下の業務を行うものとする。

### (1) 研修教材（講義資料等）の開発・作成について

受注者は、別紙1の研修を実施運営するために必要な教材(概論編のオンデマンドコンテンツ及び実践編の研修教材)を準備すること。

### (2) 実践編オンライン（ライブ）研修の事前準備に関する業務について

- 1) 発注者との連絡・調整。
- 2) 研修実施計画書の作成および発注者への提出。
- 3) 講者用の講義資料、参考資料の準備。

### (3) PCM 研修（実践編）研修実施中に関する業務

- 1) 研修の実施、運営・管理。研修受講者が作成する成果物（PDM 等）の分析やコメント。
- 2) 研修受講者からの質問への回答。

### (4) 研修実施後の業務（概論編・実践編共通）

- 1) 研修受講者のアンケート結果を踏まえた発注者への報告。
- 2) 作成した研修内容と教材を踏まえた、本研修にかかる改善にかかる発注者への提案。

### (5) その他留意事項

上記 I と同じ。

## 3. 研修プログラムの見直し・改善の提案について

- ・ ODA 事業を取り巻く環境の変化を踏まえて、別紙 1 - 1 で記載の研修内容の見直し、改善を提案する。具体的には、別添 1 を参考にしながら提案を行う。適用のタイミングに関しては、2024 年下半期中に実施される研修から、出来る範囲で試行的に提案内容を反映しつつ、25 年度の研修より本格的に反映・

導入を行い、またその過程においては適宜追加提案をする。タイミング、内容ともに、JICA とよく協議のうえ進める。

- ・ なお、見直し・改善の結果別紙 1 で記載の各研修コースの所要日数が変更になった際には、変更後の実績に基づき経費精算を行う。

以上

別添 1 研修の見直しに関して（案）

別添 2 2023 年度 内部人材向け（計画・立案）日程表【参考】

別添 3 2023 年度 内部人材向け（モニタリング・評価）日程表【参考】

## 研修の見直しに関して（案）

## 1. 背景

ODA 事業を取り巻く環境が著しく変化し、事業に関わるステークホルダーの多様性が増す中、現場状況に応じて機動的且つ柔軟に対応することなど、JICA 関係者が求められる能力は拡大している。同時に、PCM 手法の運用上の課題や留意事項も明らかになり、事業を PDM の計画通りに実施する方向のみに慣性が働きやすく、事業の硬直化を招き、また上位目標への展開や計画外の要因への対応が不十分になりやすく、結果として事業インパクトが期待を下回る傾向が見られる。そうした認識は国際的にも共有され、家元の GIZ は使用を停止しており、複雑で不確実性の高い社会的課題の解決の手段として、Theory of Change (TOC) の活用が、世界銀行をはじめとする開発協力機関で広がっている。以上の課題意識を踏まえて、JICA 事業内での PDM の位置づけが見直される中、PCM 研修の内容へも適切に反映していく必要がある。

## 2. 見直し方針

- (1) PDM は、個別事業の枠組みや進捗等を関係者間で共有するツールとして引き続き活用するが、計画時の PDM に固執することなく、上位目標や組織のより上位戦略等も踏まえたうえで、現場ではより機動的な事業運営を促進する視点を取り入れる。
- (2) 目的分析に関係するコンテンツを、「開発シナリオ」(Theory of Change (TOC)<sup>5</sup>)の作成に関する演習に再編する。 TOC の概念を理解し、開発シナリオ (TOC) の作成手法を身に着ける。また、TOC を用いたバックキャスト<sup>6</sup>、外部条件の内部化、資源動員等の考え方も対象とする。これらは、上記 (1) を促進する有用な手段として位置づけられる。
- (3) 内部向け研修に関しては特に、各種ツールの講義・演習時間は、JICA の事業担当者として実際に使用するツールに関するものに絞る (例えば、現場での使用に特化した WBS (作業分解構造図)、モニタリングシート、評価グリッド等にかかる講義・演習時間や、PDM の作成手法の演習時間も適切な範囲で削減・削除を

<sup>5</sup> 開発課題の「現状 (課題が存在する状態)」から「目指すべき状態 (最終アウトカム)」に至る社会的変化の道筋を示すもの。TOC を用いることにより、事業効果が発現する道筋をより詳細に示し、効果発現の支障となり得る要因を特定して、目標達成に向けて適時に軌道修正を行うことが期待される。世界銀行をはじめとする開発協力機関の間で、開発協力事業のマネジメントのツールとして応用が広がっている。

<sup>6</sup> 現在からの積み上げではなく、未来のあるべき姿を定め、実現に必要な道筋を逆算して考えるアプローチ

検討する)

- (4) モニタリング手法、PDM の位置づけに関し、JICA 内での議論を踏まえて改良する可能性があり、JICA からの情報提供や協議に基づき、適宜研修内容へ反映する。
- (5) 事例に関して、一部の分野に限定せず、ナラティブ教材<sup>7</sup>等を活用して幅広い分野の事例に更新する。ナラティブ教材は JICA より提供予定。

### 3. プログラム見直し (案)

- 以下のプログラム案も参考にしながら、研修内容の見直し案を検討し、JICA 関係部と協議の上、確定する。
- 「事業マネジメント概論」、「計画立案におけるジェンダーの視点」、「事業評価」の講義は、引き続き JICA 担当部署が行う。

(主な変更は下線。現在議論中の案が含まれる為、契約期間中に関係部から共有する最新情報を基に協議・検討)

	講義・演習名	講師
課題分析、 開発シナリオ/TOC の共創	講義： <u>事業マネジメント概論 (キャパシティ・マネジメント)</u>	JICA 担当部署
	講義： <u>PCM 手法概論、ロジックモデル (開発シナリオ/TOC) 共創の概論</u>	本業務
	講義・演習： <u>関係者分析、問題分析、目的分析→TOC (開発シナリオ) の共創の方法 (概念図の作成手法に加え、バックキャスト、外部条件の内部化、資源動員等の考え方も対象)</u>	本業務
プロジェクトの計画	講義： <u>プロジェクトの選択と計画 (対象範囲の選択に留まらず、計画の全体像として、計画策定、上目・プロ目、成果・指標、活動等を包含する)</u>	本業務
	講義： <u>計画立案におけるジェンダーの視点</u>	JICA 担当部署
	演習： <u>プロジェクトの計画の方法 (PDM の作成、リスク分析、管理、指標設定、入手手段等)</u>	本業務
	演習： <u>活動の計画の方法 (PDM の投入、前提条件、審査・演習、注意事項等。※WBS、PO の作成は概要説明に留め、演習は省略)</u>	本業務
プロジェクトの実施	講義： <u>プロジェクトのモニタリング (※モニタリングシート、評価 5 項目に基づく手法から改良中。適宜反映)</u>	本業務
	講義： <u>事業評価 (評価項目の概略)</u>	JICA 担当部署

<sup>7</sup> JICA 事業の代表的な事例に関し、事業マネジメントの観点からナラティブの形で取りまとめたもの

プロジェクトの終了と評価	講義：事業評価の手法（ <u>評価グリッド等を用いた詳細の分析・評価手法は省略</u> ）	本業務
	講義：プロジェクトのレビューと終了後の協力（ <u>終了時レビューの方法と終了後の協力のオプションの説明</u> ）	本業務

**別添 2**

**JICA内部人材向けPCM研修 （計画立案コース）**

- ① PCM手法を使った技術協力プロジェクトの計画立案の理論と手順を習得する
- ② PDMやPOに基づく計画立案と合意形成、プロジェクトの実施や継続の判断等を論理的かつ合理的に行えるようになる

1日目	
9:30-9:35	連絡事項
9:35-10:30	JICA職員にとってのプログラム・プロジェクトマネジメント（企画部）
10:30-11:00	計画立案におけるジェンダー視点（JICAジェンダー室）
11:00-11:25	PCM手法（計画立案）概論
11:25-11:40	関係者分析（講義）
11:40-12:30	関係者分析 カテゴリー分析（演習）
12:30-13:30	昼休憩
13:30-14:00	関係者分析 詳細分析（演習）
14:00-14:40	問題分析（講義）
14:40-16:45	問題分析（演習）
16:45-17:25	目的分析（講義）
17:25-17:30	1日目まとめ、質疑応答
2日目	
9:30-9:40	デイリーレビュー
9:40-10:30	目的分析（演習）
10:30-10:50	プロジェクトの選択（講義）
10:50-12:30	プロジェクトの選択（演習）
12:30-13:30	昼休憩
13:30-14:00	PDM プロジェクトの要約（講義）
14:00-15:35	PDM プロジェクトの要約（演習）
15:35-16:25	PDM リスク管理と外部条件（講義）
16:25-17:25	PDM リスク管理と外部条件（演習）
17:25-17:30	2日目まとめ、質疑応答
3日目	
9:30-9:40	デイリーレビュー
9:40-9:55	PDM 指標・入手手段（講義）
9:55-10:45	計画段階における評価の留意点（評価部）
10:45-12:30	PDM 指標・入手手段（演習）
12:30-13:30	昼休憩
13:30-15:00	PDM 相互チェック
15:00-15:20	教訓を用いたPDMの見直し（講義）
15:20-16:00	教訓を用いたPDMの見直し（演習）
16:00-16:40	PCM手法の注意点、補足説明
16:40-17:25	振り返りセッション
17:25-17:30	事務連絡

**別添 3****JICA内部人材向けPCM研修（モニタリング・評価コース）**

- ① PCM手法を使った技術協力プロジェクトの運営管理及びモニタリング評価手法の理論と手順を習得する
- ② モニタリングや評価結果に基づく計画修正と、プロジェクトの継続や終了の判断、教訓の抽出等を論理的かつ合理的に行えるようになる

1日目	
9:30-10:25	連絡事項 JICA職員にとってのプログラム・プロジェクトマネジメント（企画部）
10:25-10:30	研修概要説明
10:30-11:10	PDMの復習、モニタリング概論、進捗モニタリング（講義）
11:10-12:30	WBSに基づくPO作成（演習）
12:30-13:30	昼休憩
13:30-15:10	WBSに基づくPO作成（演習）
15:10-15:40	リスクモニタリング（講義）
15:40-17:25	リスクモニタリング（演習）
17:25-17:30	1日目まとめ、質疑応答
2日目	
9:30-9:40	デイリーレビュー
9:40-10:30	達成度モニタリング（講義とディスカッション）
10:30-11:00	軌道修正、計画変更（講義）
11:00-12:10	軌道修正（演習）
12:10-13:10	昼休憩
13:10-14:20	計画変更（演習）
14:20-14:50	モニタリングシート読解（講義）
14:50-15:30	モニタリングシート読解（演習）
15:30-16:25	評価の概要、評価の手順、評価設問の作成（講義）
16:25-17:25	評価設問の作成（演習）
17:25-17:30	2日目まとめ、質疑応答
3日目	
9:30-9:40	デイリーレビュー
9:40-10:30	価値判断、要因分析、教訓・提言（講義）
10:30-11:00	事後評価手法及び教訓活用マネジメント強化（評価部）
11:00-12:30	価値判断、要因分析（演習）
12:30-13:30	昼休憩
13:30-14:30	要因分析（演習）
14:30-15:50	教訓・提言の抽出（演習）
15:50-16:40	評価結果の発表
16:40-17:30	振り返りセッション

## 別紙 2 : 技術提案書の作成要領 (案) (評価表 (案) 含む)

技術提案書の作成にあたっては、「第 2 業務仕様書案」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

### 1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応募者独自の様式を用いても結構です。技術提案書のページ数については、評価表「技術提案書作成にあたっての留意事項」のとおりです。

([https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html))

#### (1) 社としての経験・能力等

##### 1) 類似業務の経験

a) 類似業務の経験 (一覧リスト) . . . . . (参考: 様式 1 (その 1))

b) 類似業務の経験 (個別) . . . . . (参考: 様式 1 (その 2))

2) 資格・認証等 . . . . . (任意様式)

#### (2) 業務の実施方針等 . . . . . (任意様式)

1) 業務実施の基本方針 (留意点)・方法

2) 業務実施体制 (要員計画・バックアップ体制等)

3) 業務実施スケジュール

#### (3) 業務従事者の経験・能力等

1) 業務従事者の推薦理由 . . . . . (任意様式)

2) 業務従事者の経験・能力等 . . . . . (参考: 様式 2 (その 1、2))

3) 特記すべき類似業務の経験 . . . . . (参考: 様式 2 (その 3))

(1) 技術提案書は別紙の「評価表」を参照し、評価項目、評価基準に対応する形で作成いただきますようお願いいたします。(評価項目、評価基準に対応する記述がない場合は、評価不可として該当項目の評価点は 0 点となりますのでご注意ください。)

(2) WLB 等推進企業 (女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業) への評価については、別紙「評価表」のとおり、評価項目の内、「1. 社としての経験・能力等 (2) 資格・認証等」で評価しますが、評価表の「評価基準 (視点)」及

び「技術提案書作成にあたっての留意事項」に記載の条件を1つでも満たしている場合には、技術評価点満点100点の場合は一律1点、満点200点の場合は一律2点を配点します。

### 3. その他

技術提案書は可能な限り1つのPDFファイルにまとめて、提出ください。

別紙：評価表（評価項目一覧表）

## 別紙：評価表（評価項目一覧表）

評価項目	評価基準（視点）	配点	技術提案書作成にあたっての留意事項
1. 社としての経験・能力等		23	業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応募者の社としての類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、PCM研修に関する各種支援業務とする。</li> <li>過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	19	当該業務に最も類似すると思われる実績（5件以内）を選び、その業務内容（事業内容、サービスの種類、業務規模等）や類似点を記載ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのか簡潔に記述してください。
(2) 資格・認証等①	<ul style="list-style-type: none"> <li>【以下の資格・認証を有している場合評価する。】</li> <li>マネジメントに関する資格（ISO9001等）</li> <li>情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等）</li> <li>その他、本業務に関すると思われる資格・認証</li> </ul>	3	資格・認証を有する場合はその証明書の写しを提出願います。 「※行動計画策定・周知」 ・従業員が101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている一方で、従業員が100人以下の企業には努力義務とされています。 ・行動計画策定後は、都道府県労働局に届け出る必要があります。 ・行動計画策定企業については、行動計画を公表および従業員へ周知した日付をもって行動計画の策定とみなすため、以下に類する書類をご提出ください。（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみに限ります。） 一厚生労働省のウェブサイトや自社ホームページで公表した日付が分かる画面を印刷した書類 一社内イントラネット等で従業員へ周知した日が分かる画面を印刷した書類
(2) 資格・認証等②	<ul style="list-style-type: none"> <li>【以下の認証を有している、もしくは行動計画の条件を1つでも満たしている場合には、技術評価点満点100点の場合、一律1点、満点200点の場合、一律2点とする。】</li> <li>女性活躍推進法に基づく「えるほし認定、プラチナえるほし認定」のいずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・周知」</li> <li>次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定、トライくるみん、プラチナくるみん認定」のいずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・周知」</li> <li>若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」</li> </ul>	1	
2. 業務の実施方針等		52	業務の実施方針等に関する記述は10ページ以内としてください。
(1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。</li> <li>提案されている業務の方法については、具体的な現実的なものか。</li> <li>その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか。</li> </ul>	19	業務仕様書案に対する、本業務実施における基本方針及び業務実施方法を記述してください。
(2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）	<ul style="list-style-type: none"> <li>提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施（管理）体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案となっていないか。</li> <li>要員計画が適切か（外部の人材に過度に依存していないか。主要な業務の外注が想定されていないか）。</li> </ul>	23	業務仕様書案に記載の業務全体を、どのような実施（管理）体制（直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織として若しくは組織の外部のバックアップ体制を含む）、要員計画（業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等）等で実施するか記述してください。
(3) 業務実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な現実的なスケジュール案が提示されているか。</li> </ul>	10	業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。
3. 業務総括者及び筆頭講師の経験・能力		25	業務総括者及び筆頭講師の経験・能力等（類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等）について記述願います。
(1) 業務総括者			
1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、PCM研修に関する各種支援業務とする。</li> <li>過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	9	当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から（現職含む）、業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるよう最近のものから時系列順に記述してください。
2) 業務総括者としての経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>最近5年の総括経験にプライオリティをおき評価する。</li> </ul>	3	
3) その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。</li> <li>その他、業務に関連する項目があれば評価する。</li> </ul>	3	当該業務に関連する資格や英語の資格等を有する場合はその写しを提出してください。
(2) 筆頭講師			
1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、PCM研修に関する各種支援業務とする。</li> <li>過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	8	当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から（現職含む）、業務従事者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるよう最近のものから時系列順に記述してください。
2) その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。</li> <li>その他、業務に関連する項目があれば評価する。</li> </ul>	2	当該業務に関連する資格や英語の資格等を有する場合はその写しを提出してください。

## 別紙3：経費の積算にかかる留意点（案）（積算様式（案）含む）

### 1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書案に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

#### （1）経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成です。

別添積算様式に、各業務の単価を設定し、想定量に乗じたものを入札金額としてください。

##### 1）業務の対価（人件費単価）

業務の対価には以下の経費をすべて含めてください。

- 一般管理費、その他原価、JICAとの打ち合わせ等に必要な交通費、報告等成果品作成費用、業務実施に必要となる経費等、本件実施に係る諸経費全てを含む日額単価を業務従事者ごとに設定し、人日を乗じて積算ください。

#### （2）消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

### 2. 請求金額の確定の方法

経費の確定および支払いについては、業務の完了や成果物等の検査の結果、合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた単価および実績に応じた額を支払われます。

なお、請求に際しては、契約金額内訳書に定める各業務従事者の人件費単価に実績日数を乗じた額を請求してください。

### 3. その他留意事項

- （1）精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- （2）受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構

と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。  
受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

積算様式

項 目	日額単価	業務の対価（報酬）	
		日数	小計(円)
<b>【内部人材向け】（対面）</b>			
総括	教材開発等	60	
講師①（筆頭講師）	実施	36	
講師②	実施	36	
講師③	実施	36	
講師④	実施	12	
講師⑤	実施	12	
業務調整	事前・事後整理	60	
<b>【専門家等向け】（オンライン）</b>			
総括	教材開発等	40	
講師①（筆頭講師）	実施	10.5	
講師②	実施	10.5	
講師③	実施	10.5	
<b>【研修プログラムの見直し・改善提案】</b>			
総括	実施	25	
講師①	実施	25	
業務調整	実施	11	
計（入札金額）			0
消費税			0
合計(税込)			0

## 別紙 4

### 業務委託契約書

1. 業務名称            2024-2025年度PCM研修業務
2. 契約金額            金00,000,000円  
                              (内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)
3. 履行期間            2024年4月●●日から  
                              2026年3月●●日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と●●●●（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （総 則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書I「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に定義する業務を、善良な管理者の注意義務をもって誠実に履行し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
  - 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものである。
  - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
  - 5 本契約の履行及び業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を經由

して提出するものとする。

6 前項の書類は、第 5 条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

#### (業務計画書)

第 2 条 受注者は、本契約締結日から起算して 10 営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。）以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

#### (権利義務の譲渡等)

第 3 条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

#### (再委託又は下請負の禁止)

第 4 条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。

(1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。

(2) 発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(3) 第 18 条第 1 項第 8 号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

#### (監督職員)

第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構人事部人事企画課長の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

(1) 第1条第5項に定める書類の受理

(2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

(3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

(1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

(2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

(3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。

5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。

6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。

2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(業務内容の変更)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により

業務内容の変更を求めることができる。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
- 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

#### (一般的損害)

第8条 業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (検査)

第10条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第14条に規定する経費確定（精算）報告書に代えて、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」（以下「契約金額内訳書」という。）に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

- 2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、当該部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。

- 3 発注者は、前2項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第11条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果物等の取扱い)

第12条 受注者は、業務仕様書に成果物（以下「成果物」という。）が規定されている場合は、成果物を、業務仕様書に成果物が規定されていない場合は、業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）を、第10条第1項及び第2項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第10条第3項に規定する検査を受けるものとする。

2 前項の場合において、第10条第3項に定める検査の結果、成果物及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第10条第3項の規定を準用する。

3 受注者は、業務仕様書に業務提出物（以下、「業務提出物」という。）が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。

4 受注者が提出した成果物、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果物等」という。）の所有権は、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。

5 受注者が提出した成果物等の著作権（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。

6 前項の規定は、第 11 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

(成果物等の契約不適合)

第 13 条 発注者は、成果物等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、成果物等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び第 2 項の検査の合格又は前条第 3 項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

(経費の確定)

第 14 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、経費確定（精算）報告書（以下「経費報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

2 受注者は、第 10 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、第 1 項及び第 2 項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に、これを受注者に通知しなければならない。

5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 業務の対価（報酬）

契約金額の範囲内において、定められた単価及び実績による。

(支払)

第 15 条 受注者は、第 10 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項の規定による確

定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に支払を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

#### (履行遅滞の場合における損害の賠償)

第16条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果物等の引渡しを請求することができる。

- 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた成果物等に係る部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が第15条に従って支払義務を負う確定金額の支払が遅れた場合は、受注者は、当該確定金額のうち未受領の金額につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (天災その他の不可抗力の扱い)

第17条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であつて、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

- 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

#### (発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が第 20 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- (4) 第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
  - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
  - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
  - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
  - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相

手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第4号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第19条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

（受注者の解除権）

第20条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第21条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなければならない。

（調査・措置）

第22条 受注者が、第18条第1項各号又は第23条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告

させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
- 3 発注者は、第 18 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
- 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 23 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

(2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条 1 号及び 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
- (5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
- (6) 第 14 条に定める経費確定（精算）報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の 10 分の 2 を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 18 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
- (1) 第 1 項第 1 号又は第 4 号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
- (2) 第 1 項第 5 号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(賠償金等)

第 24 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息を付した額と、発注者が契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を受注者に請求する。

(秘密の保持)

第 25 条 受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
- (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの
- (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明するもの
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3 受注者は、本契約の業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務

所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

#### （個人情報保護）

第 26 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 60 条で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- （1）業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
  - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
  - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
- （2）業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- （3）保有個人情報の管理責任者を定めること。
- （4）保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則（平成17年細則（総）第11号）を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
- （5）発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
- （6）保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- （7）受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発

注者から指示があるときはそれに従うものとする。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(情報セキュリティ)

第27条 受注者は、発注者が定めるサイバーセキュリティ対策に関する規程(平成29年規程(情)第14号)及びサイバーセキュリティ対策実施細則(平成29年細則(情)第11号)を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第28条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第29条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(海外での安全対策)

第30条 (削除)

(業務引継に関する留意事項)

第31条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによることに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

第32条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定め

る情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

- (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
  - (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
  - (2) 受注者の直近3カ年の財務諸表における発注者との間の取引高
  - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第14章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

（準拠法）

第33条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（契約外の事項）

第34条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

（合意管轄）

第35条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

**【従来通り書面での契約の場合】**

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

2024年●月●●日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 井倉 義伸

受注者

[附属書 I ]

## 業 務 仕 様 書

1. 業務の背景
2. 業務実施上の留意点・条件
3. 業務の内容
4. 成果物・業務実施報告書・業務提出物

[附属書Ⅱ]

## 契約金額内訳書

## 契約の管理について

### 1. 打合簿の作成

- (1) 契約書第 5 条に定義する監督職員（以下、「監督職員」という。）の指示、承諾及び協議は、その内容を打合簿（発注者指定様式）に記録し、同第 6 条に定義する業務責任者（以下、「業務責任者」という。）と監督職員とがそれぞれ保管する。
- (2) 以下、2. (2)及び(3)に定める契約内容の変更について合意する場合は、監督職員に加えて、独立行政法人国際協力機構調達・派遣業務部契約第三課長の職にある者（以下、「契約第三課長」という。）が打合簿の承認を行う。
- (3) 打合簿は、監督職員及び業務責任者の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。ただし、1. (2)で定める契約第三課長の承認を要する打合簿は、左記の二者に加え、契約第三課長の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。

### 2. 契約内容の変更及び確認

本契約書で定める事項を変更及び確認する場合の手続きについて、次のとおり定める。

ただし、契約の変更は、契約事務取扱細則第 25 条第 1 項の各号の要件を満たす場合に限って実施できるものとする。

- (1) 以下の変更を実施する場合、監督職員及び業務責任者の二者による打合簿（以下、これを「二者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。
  - ・ 契約総額の増減を伴わない業務内容の軽微な変更
  - ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ契約金額内訳書の変更
  - ・ 成果物及びその他業務提出物の提出日または提出方法の変更
  - ・ 業務スケジュールの変更、また契約締結時に未定だったスケジュールの確定
  - ・ 主要な業務従事者（技術評価の対象となった者）の変更
- (2) 以下の変更を実施する場合、監督職員、業務責任者及び契約第三課長の三者に

よる打合簿（以下、これを「三者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。

- ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ契約金額内訳書の変更（定額計上の対象外とした直接経費内での費目間流用、報酬から定額計上の対象外とした直接経費または定額計上の対象外とした直接経費から報酬への費目間流用、費目の追加・変更）
- ・ 支払計画の変更
- ・ 再委託先の決定・変更

(3) 以下の変更を実施する場合、三者打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

また、三者打合簿による合意後、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。

- ・ 業務内容の変更
- ・ 契約金額の変更
- ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ契約金額内訳書の変更（上記2.(1)および(2)で定めるものを除く全ての費目間流用）
- ・ 履行期間の変更

なお、三者打合簿による合意を以て、受注者は、三者打合簿に記載の変更内容にかかる業務に着手できるものとする。

以上に記載のない事項にかかる変更、また個別事例にかかる対応については、監督職員、業務責任者及び契約第三課長で協議の上、必要な手続きを確認する。

以上

---

<sup>i</sup> 以下、契約事務取扱細則（抜粋）のとおり。

(契約の変更)

第25条 契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、契約金額及び履行期限等を変更（以下「契約変更」という。）することができる。

- (1) 契約の同一性が確保されること。
  - (2) 当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。
- 2 契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。